

[13] 工事施行者の能力

法 律 第33条第1項第13号

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該認可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

政 令

（法第33条第1項第13号の政令で定める規模）

【第24条の3】 法第33条第1項第13号の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。

宅地開発や大規模な開発行為にあっては、工事中の災害が多く、人命、家屋、公共施設等に被害をもたらす可能性が大きいため、不適格な施行者を除外する趣旨から、事業経歴書、登記簿謄本、建設業許可証明書等を提出することとし、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して、工事施行者が当該開発行為に関するすべての工事を完成させる能力を有することを確認することとしています。

許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する規模のものである場合は、自己居住用又は自己業務用（1ha未満）の場合であっても提出が必要となります。